

特許権	判決年月日	令和3年5月19日	担当部	知財高裁第3部
	事件番号	令和元年(行ケ)第10120号		
<p>○ 油冷式スクリュ圧縮機の発明に関し、逆スラスト力の発生という技術的課題を有している公知の発明に、バランスピストンに圧力を作用させるための空間に油を加圧することなく導く配管を設けるという周知技術を適用することによって、そのような空間であるスラストピストン室へ液体を導く経路を非加圧の経路とする本特許件発明の構成を容易に想到することができたとし、これを容易想到でないとした審決の判断に誤りがあるとして審決を取り消した事例。</p>				

(事件類型) 審決(無効)取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条2項 123条1項2号

(関連する権利番号等) 特許第3766725号 無効2018-800099号

#### 判決要旨

- 1 被告は、発明の名称を「油冷式スクリュ圧縮機」とする発明に係る特許(特許第3766725号, 請求項の数2, 以下「本件特許」という。)の特許権者であるところ、原告は、請求項1に記載された発明(以下「本件特許発明」という。)に係る特許を無効とすることを求めて無効審判を請求したが(無効2018-800099号)、請求不成立の審決を受けたため、その取消しを求めて本件訴訟を提起した。
- 2 (1) 本件特許発明と公知である甲1発明との間には、スクリュ圧縮機のバランスピストンのスラスト軸受側の空間に油を導く経路に関して、本件特許発明においては、加圧することなく油を導く経路を設けているのに対し、公知である甲1発明においては、ポンプにより加圧された油を導く経路を設けているという相違点があった。本件特許の無効論における最大の争点は、上記相違点に係る本件特許発明の構成の容易想到性の有無であった。
- (2) 甲1発明は、中間ハウジング内部のマニフールド、ポンプ等により構成される液体分布機構を備えるものであった。審決は、甲1発明において、「コンプレツサ内の必要な全ての個所」に供給する液体の一部について、あえて、マニフールドを迂回してスラストピストン室に供給するための経路を新たに設けることは、コンプレツサ外部に位置する液体パイプ接合の数を最少にするという、中間ハウジング及びマニフールドの採用意義に反するものであるとし、また、甲1発明において、上記相違点に係る本件特許発明の構成をとるために、液体をポンプで加圧せずにマニフールドに供給するという手段も考えられるが、ポンプで液体を加圧しているのは、スラストピストンに適当な力を与えるためのみならず、コンプレツサ内の必要な全ての個所に液体流を供給するためでもあるから、「液体をポンプによって加圧した上でマニフールドに供給するようにした」こと自体が、中間ハウジング及びマニフールドの設

置前提となるものであり、液体をポンプで加圧せずにマニフールドに供給することは、中間ハウジング及びマニフールドの採用意義に反するものであるとした。そして、甲1発明において、液体を加圧することなくスラストピストン室に導く構成を採用することに阻害要因があるから、仮に、液冷式スクリュ圧縮機において、バランスピストン室に油溜まり部の油を加圧することなく導入することが周知の技術であったとしても、甲1発明にこのような周知技術を適用することはできず、当業者といえども上記相違点に係る本件特許発明の構成を容易に想到することができないと判断し、無効請求は不成立であると判断した。

- (3) これに対し、本判決は、スクリュ圧縮機において、バランスピストンに圧力を作用させるための空間に、圧縮機から回収された油を加圧することなく導く配管を設けることは本件特許の出願日前に周知の技術事項であったと認定した。そして、逆スラスト力が発生するという課題は、スクリュ圧縮機一般に生じる課題であって、甲1発明についてもそのような課題を認識することができ、そのような課題を解決するために非加圧経路を設ける動機付けが生じるとして、そのような課題を解決するために、上記の周知の技術事項を適用し、スラストピストン室へ液体を導く経路を非加圧の経路とすることは、当業者が容易に想到することができたものであるとして、本件特許は特許無効審判により無効にされるべきものであると判断し、審決の前記(2)の判断は誤りであるとしてこれを取り消した。

本判決は、マニフールドへの液体の集約に関し、ポンプにより加圧された液体を供給する経路をマニフールドを経由しないように設けることは甲1の技術思想に反するとしても、ポンプにより加圧されない液体の経路をポンプ及びマニフールドを経由しないように設けることは甲1発明によって排斥されていないとした。また、甲1発明は、コンプレツサ外部へのガス及び液体の漏れを防ぐという課題の解決のために中間ハウジング内部のマニフールド、ポンプ等により構成される液体分布機構を備えるものであるとし、スラストピストン室へ非加圧の経路を設けるためにケース内部にパイプの分岐を設けたとしても、コンプレツサ外部へのガス及び液体の漏れが必然的に増大することはないから、それは甲1発明の技術思想に反することはないとした。さらに、本判決は、ポンプやマニフールドを経由しない非加圧経路を採用することについて、コンプレツサの機能不全を生じるという阻害事由はないとした。